

# 先端設備等導入計画認定申請案内

## 1 概要

吹田市では、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しすること等を目的とした「中小企業等経営強化法」に基づき、「吹田市導入促進基本計画」を作成し、国の同意を得ました。

これにより、国の基本方針及び市の導入促進基本計画に沿って、中小企業者が作成された「先端設備等導入計画」が市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例などの支援措置を受けることができます。

## 2 認定対象者

先端設備等導入計画の認定を受けられる事業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者です。なお、吹田市が認定を行うのは、吹田市内の事業所において設備投資を行うものに限りです。

※設備取得後の認定申請は受付できませんので、御注意ください。

### <中小企業者の範囲>

対象となる中小企業者の範囲は下表のとおり。ただし、税制支援を受けるには、別に示す要件にも該当する必要があります。

業種分類	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※1 「製造業その他」には、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

### <税制支援を受けられる中小企業者の要件>

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち、税制支援を受けることができるのは、以下の要件に該当する事業者です。

ア 法人の場合、資本金若しくは出資金の額が1億円以下又は従業員数1,000人以下であり、次の要件に該当しないものであること。

(ア) 同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人又は従業員数1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

(イ) 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

イ 個人の場合、従業員数1,000人以下であること。

### 3 設備等導入計画の認定要件

対象業種及び事業	<p>全ての業種及び事業</p> <p>※人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税滞納者については対象外</p>																					
計画期間	<p>計画認定から3年間、4年間又は5年間のいずれか</p>																					
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p>※3年計画の場合9%以上、4年計画の場合12%以上、5年計画の場合15%以上向上する必要があります。</p> <p>&lt;労働生産性の算定式&gt;</p> <p>(営業利益+人件費+会計上の減価償却費) ÷ <u>労働投入量</u></p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間</p> </div>																					
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備【減価償却資産等の種類】</p> <table border="1" data-bbox="480 943 1355 1043"> <tr> <td>機械装置</td> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>器具備品</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>ソフトウェア</td> <td></td> </tr> </table> <p>※税制支援を受けるには、投資利益率5%以上の投資計画に記載された下表の設備のみです。</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1410 1532"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>最低取得価格</th> <th>その他要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円</td> <td rowspan="4">生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと。</td> </tr> <tr> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※家屋と一体で課税されるものは対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機械装置	測定工具及び検査工具	器具備品	建物附属設備	ソフトウェア		設備	最低取得価格	その他要件	機械装置	160万円	生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと。	測定工具及び検査工具	30万円	器具備品	30万円	建物附属設備	60万円	※家屋と一体で課税されるものは対象外		
機械装置	測定工具及び検査工具	器具備品																				
建物附属設備	ソフトウェア																					
設備	最低取得価格	その他要件																				
機械装置	160万円	生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと。																				
測定工具及び検査工具	30万円																					
器具備品	30万円																					
建物附属設備	60万円																					
※家屋と一体で課税されるものは対象外																						
計画内容	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 吹田市導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>イ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p> <p>ウ 認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること</p>																					

## 4 支援措置

### (1) 税制支援

認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、対象設備を新規に取得した場合の支援内容は、下表のとおりです。

	要件		支援内容
	賃上げ表明※	設備新規取得時期	
1	無	令和7年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り、2分の1に軽減
2	有	令和6年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を5年間に限り、3分の1に軽減
3	有	令和7年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を4年間に限り、3分の1に軽減

※賃上げ表明について

従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額（以下「雇用者給与等支給額」という。）を、計画申請日を含む事業年度（以下「申請事業年度」という。）又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上増加させる方針（以下「賃上げ方針」という。）を策定して、従業員に表明してください。なお、表明は、従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能です。ただし、賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

<雇用者給与等支給額の増加率の計算方法>

$$\text{雇用者給与等支給額の増加率} = (【A】 - 【B】) \div 【B】$$

【A】・・・	申請事業年度（令和5年4月1日以降に開始する事業年度に限る。） 又は、翌事業年度における雇用者給与等支給額
【B】・・・	申請事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

### (2) 金融支援

認定を受けた先端設備等導入計画の実行に当たり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、下表のとおり普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられる場合があります。なお、金融支援の活用を検討している場合は、先端設備等導入計画の提出前に、信用保証協会千里支店（電話番号 06-6835-3005）に御相談ください。

※金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、吹田市による先端設備等導入計画の認定審査とは別に行われるため、認定を取得しても融資・保証を受けられないことがあります。

<保証限度額>

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

## 5 申請方法

### (1) 提出書類

	書類	新規申請			変更申請
		税制支援		金融支援	
		賃上げ 表明無	賃上げ 表明有		
1	先端設備等導入計画に係る認定申請書	○	○	○	×
2	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書	×	×	×	○
3	先端設備等導入に関する確認書（※）	○	○	○	○
4	市税の調査に関する同意書	○	○	○	○
5	先端設備等に係る設備計画に関する確認書	○	○	×	○
6	従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面	×	○	×	×

※変更申請の場合は、変更後の内容で作成してください。

### (2) 提出方法

(1)の書類を地域経済振興室へEメール又は郵送（レターパックライト）で提出してください。

※Eメールでの提出をされる場合は、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

### (3) 受付期間

令和7年3月31日（月）まで

## 6 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro\_s@city.suita.osaka.jp